

岩倉市市政モニター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市政への理解及び信頼を深めるために設置する市政モニターについて必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 市政モニターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 年間5回程度開催されるモニター会議に出席し、市政に関する参考的意見、批評等を述べること。
- (2) 市政に関する問題等について、随時報告すること。
- (3) 必要に応じ、市長が依頼したアンケート調査に回答すること。

(定数)

第3条 市政モニターの定数は、20人以内とする。

2 市政モニターは、一般からの公募を原則とする。ただし、必要に応じ、推薦とすることができる。

(資格)

第4条 第4条 市政モニターになることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する公職の候補者等、公務員及び市政モニター経験後5年末満の者を除く。

- (1) 市内に居住する満18歳以上の者であること。
- (2) 市政及び地域振興に関心を持ち、公正な良識及び実践力により、市政に対する批評、要望、参考意見等を述べられる者であって、モニター会議等に出席できるものであること。

(選考)

第5条 市政モニターは、前条各号のいずれにも該当する者の中から、地域、性別、年齢、職業等を考慮して、市長が選任する。

2 市長は、前項の規定により選任した者を、市政モニターとして委嘱する。

(任期)

第6条 広報モニターの任期は、前条第2項の規定による委嘱をした日（以下「委嘱日」という。）から、委嘱日の属する年度の3月31日までとする。

(解嘱)

第7条 市長は、市政モニターが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市政モニターを解嘱することができる。

- (1) 第2条に定める職務を遂行しないとき。
- (2) 市政モニターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行が著しく困難となったとき。
- (4) 市政モニター本人より辞退の申出があったとき。

(記念品)

第8条 市政モニターには、謝礼として各任期に1回記念品を贈呈するものとする。

(条件)

第9条 市政モニターは、市民として自由な立場で発言できるが、役職上の権限はない。

- 2 市政モニターは、報告したことについて責任は問われない。
- 3 市政モニターは、市政の計画面まで参加することはできない。

(庶務)

第10条 市政モニターの庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 岩倉市市政モニター運営要領(昭和49年岩倉市市政モニター運営要領)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。